監査報告書

2025年5月20日

学校法人 東洋大学 評 議 員 会 御中

監事 清水 哲雄

監事 武田 勇藏

監事 蓮 沼 利 建

監事 福家 聖剛

私たちは、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項及び旧学校法人東洋大学 寄附行為(令和6年4月1日施行)第18条の規定に基づき、学校法人東洋大学の2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)の業務若しくは財産又は理事の業務執行の 状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、 重要な決裁書類等を閲覧するとともに、EY 新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成 法に基づく監査の状況について説明を聴取して計算書類について検討するなど、必要と 認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人東洋大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上